

手当の認定基準

●障害児福祉手当

① ②のいずれかの障害程度に該当する児童

●特別障害者手当

次の①～⑤のうちいずれかに該当する方

- ① ②の障害程度のうちの2項目以上に該当する方。
- ② ②の障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、③の障害程度のうち2項目以上に該当する方。
- ③ ②の(3)から(5)までの障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、④日常生活動作評価表で10点以上となる方。
- ④ ①の(8)に該当する内部障害などで、日常生活上絶対安静の状態にある方。
- ⑤ ①の(9)に該当し、かつ、⑤日常生活能力判定表で14点以上となる方。

A

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

B

- (1) 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

C

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- (4) そしゃく機能を失ったもの
- (5) 音声又は言語機能を失ったもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- (7) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- (8) 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- (9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (10) 全各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (11) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注)

- 1 上記障害程度の詳細な基準は、厚生労働省が定めています。
- 2 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。
- 3 上記障害程度の基準は、障害手帳における身体障害認定基準と必ずしも一致するものではありません。

D

日常生活動作評価表 ⑥の(3)、(4)、(5)のいずれか1つの障害がある方

動作				判定
1 タオルを絞る(水をきれる程度)	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない	
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない	
5 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を維持する)	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
6 立ち上る	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
7 片足で立つ	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
8 階段の昇降	ひとりできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

つえ・松葉づえ・下肢装具等の補助具等を使用しない状態で判断する。

合計 点

※10点以上である必要があります

E

日常生活能力判定表 ①の(9)に該当する方

動 作					判定
1	食事	ひとりできる	介助があればできる	できない	
2	用便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない	
3	衣服の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない	
4	簡単な買物	ひとりできる	介助があればできる	できない	
5	家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
6	家族以外との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
7	刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	
8	戸外での危険から身を守る(交通 事故)	守ることはできる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

合計 点

※14 点以上である必要があります